

○大府市循環バス広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大府市循環バス（以下「循環バス」という。）の車外及び車内への広告掲載の取扱いに関し、大府市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び大府市有料広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告掲載を行う対象路線、掲載場所、広告枠の数、広告掲載料等は、別に定める。

(広告掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1月を単位とし、6か月以上とする。

(広告の掲載方法)

第4条 広告の掲載方法は、車外にあつてはパネルの掲示、車内にあつてはポスターの貼付によるものとし、循環バスの本体に直接塗装する方法によることはできない。

(広告の募集方法)

第5条 広告の募集は大府市公式ウェブサイトにより行うものとする。

(企画提案書の提出)

第6条 広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、大府市循環バス広告掲載申込書（第1号様式、以下「申込書」という。）に要綱第6条に規定する書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 継続の申出を行う場合は、新たな掲載希望期間初日から起算して30日前までに申込書を市長に提出するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(広告の審査)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、当該申込みの内容を要綱第13条に規定する大府市有料広告掲載等審査委員会において、掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告の内容が要綱及び基準に違反し、又はその恐れがあると判断した場合は、申込者に対してその内容の変更を求めることができるものとする。

(広告掲載料の納入)

第8条 要綱第7条第1項の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、市が発行する納付書により、広告掲載料を年度ごとに一括して納入しなければならない。

(広告主の責任)

第9条 広告主は、循環バス広告掲載業務に関する全ての責任を負うものとする。

2 広告主は、循環バス広告掲載業務に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任において解決するものとする。

3 広告主は、循環バス広告掲載業務の権利を第三者に譲渡してはならない。

(広告物の作成作業)

第10条 広告物の作成、広告物の取付け（以下「取付け」という。）の作業については広告

主が行うものとする。

2 広告主は、広告物の作成及び掲載にあたっては、あらかじめ大府市と協議しなければならない。

（広告掲載内容の変更）

第11条 広告主は、広告掲載内容を変更するときは、大府市循環バス広告掲載内容変更届（第2号様式）により、変更日の1か月前までに届け出なければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（費用負担）

第12条 次に掲げる費用は、広告主の負担とする。

- (1) 広告物の作成及び取付け及び貼付け作業に係る費用
- (2) 取付け及び貼付け作業等を実施する場合の代車運行に係る費用
- (3) 掲載期間が終了したとき又は掲載を取り下げたときの広告物の撤去費用、処分費用及び原状に復する費用

（原状回復）

第13条 広告物の取付作業及び撤去作業若しくは素材に起因して、車両の外装又は内装に塗装の剥離及び傷が生じたときは、広告主が原状に復さなければならない。

（休車補償）

第14条 市長は、車両の故障、事故等により当該車両が14日以上運行を休止した場合は、広告掲載料を日割りし、広告主に休止日数分を返納する。ただし、車検又は定期点検により運行を休止した場合は、この限りでない。

（協議）

第15条 広告主は、この要領に定めのない事項又はこの要領の条項のいずれかの解釈に疑義が生じたときは、市長と協議する。

附 則

この要領は、平成29年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

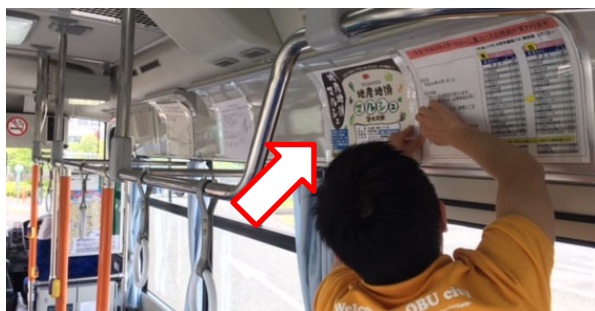
別紙 対象路線、掲載場所、広告枠の数、広告掲載料等

①対象路線 東コース、北コース、西コース、南コース、中央コース、サクラコース及びツツジコース（ただし、サクラコース及びツツジコースは、令和7年10月1日から運行を開始する。）

②広告掲載車両 日野ポンチョ（ショートボデー） 4台
東コース、北コース、西コース及び南コース
日野ポンチョ（ロングボデー・1ドアタイプ） 3台
中央コース右まわり、サクラコース及びツツジコース
小型電気(EV)バス J6（郊外型） 1台
中央コース左まわり

③広告の掲載場所、規格、枠数及び広告掲載料

掲載場所		規格	枠数			広告掲載料 (月額、税込)
			ロング ボデー	ショート ボデー	小型 電気バス	
車内 広告	右側上部	A 3 版横	7	5	8	1,000円 (1 枠あたり)
車外 広告	後部	縦430mm×横1,160mm	1	1		9,000円
		縦250mm×横1,050mm				1



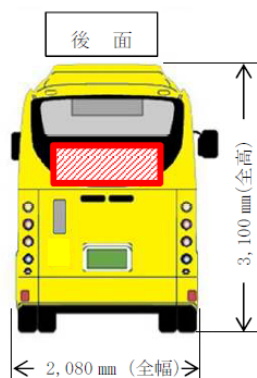
バス車内上部



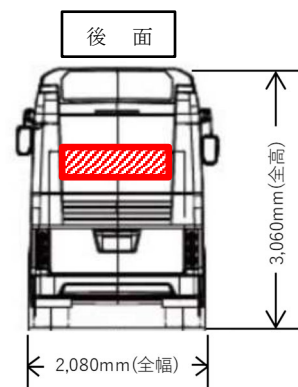
バス後部

※写真は日野ポンチョ

= 広告掲載可能な範囲



日野ポンチョ



小型電気(EV)バス J6